

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
	(回答例)	(1)利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスを提供するよう努めているか。		○	○	○	運営規程 個別支援計画 ケース記録	第3条	
		(2)利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じているか。	○	○	○	○	同上	第3条	
第1 基本方針・一般原則									
1	基本方針・一般原則	(1)事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しているか。	○	○	○	○	運営規程 個別支援計画 ケース記録	共通:第3条	
1	基本方針・一般原則	(2)事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。	○	○	○	○	運営規程 個別支援計画 ケース記録	同上	
1	基本方針・一般原則	(3)事業者等は、地域及び障害児の家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	○	○	○	○	運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類	同上	
1	基本方針・一般原則	(4)事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、障害児に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	○	○	○	○	運営規程 研修計画、研修 実施記録 虐待防止関係書類 責任者を設置していることが分かる書類	同上	
1	基本方針・一般原則	(児童発達支援を行う場合のみ) (5)指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。		○		○	運営規程 個別支援計画 ケース記録	児発:第5条	
1	基本方針・一般原則	(放課後等デイサービスを行う場合のみ) (6)指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。	○	○	○	○	運営規程 個別支援計画 ケース記録	放デイ:第72条	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	具確認欄
1	基本方針・一般原則	(居宅訪問型児童発達支援を行う場合のみ) (7)指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。	○	○	ない	運営規程 個別支援計画 ケース記録	居宅:第81条の2
1	基本方針・一般原則	(保育所等訪問支援を行う場合のみ) (8)指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。	○	○	ない	運営規程 個別支援計画 ケース記録	保訪:第82条
1	基本方針・一般原則	(児童発達支援センターのみ) (9)児童発達支援センターは、以下の一般原則に則り運営されているか。 ・利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営する。 ・地域との交流及び連携を図るよう努める。 ・利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努める。 ・児童の保護者及び地域住民に対し、当該センターの運営の内容を適切に説明するよう努める。 ・運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努める。 ・必要な設備を設ける。 ・構造及び設備は、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び利用者に対する危害防止に関する事項に十分考慮されたものである。	○	○	ない	運営規程 個別支援計画 ケース記録	児発セ:施設条例第4条

第2 人員に関する基準

2-01 ①(児童発達支援/放課後等デイサービスを行う場合のみ(主として重症心身障害児を通わせる事業所・児童発達支援センターであるものを除く)) 従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。

2-01	従業者の員数	(1)児童指導員又は保育士 単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、それぞれア又はイに定める員数であるか。 ア 障害児の数が10以下 2以上 イ 障害児の数が11以上 障害児の数から10を控除して得た数を5で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に2を加えて得た数以上 ※機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を有した場合において、当該機能訓練担当職員等が単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ※保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児と交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	○	○	ある	ない	勤務実績表 出勤簿 従業員の資格証 勤務体制一覧表 平均利用人数が分かる書類(実績表等) 障害児の支援に支障がないことが分かる書類	児発:第6条 放デイ:第73条
2-01	従業者の員数	(2)機能訓練担当職員 事業所において障害児が日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を有しているか。	○	○	ある	ない	同上	同上

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄		
2-01	従業者の員数	<p>(3)看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に有しているか。</p> <p>※ただし、次のいずれかに該当する場合は、看護職員を有しないことができる。 ①医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 ②社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 ③社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>	○	ある	○	ない	同上	同上	
2-01	従業者の員数	(4)児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であるか。	○	ある	○	ない	同上	同上	
2-01	従業者の員数	(5)児童指導員又は保育士の合計数に機能訓練担当職員等の数を含める場合においては、児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士であるか。	○	ある	○	ない	同上	同上	
2-02	サービス提供(児童発達支援管理)責任者	(1)児童発達支援管理責任者を1人以上配置しているか。	○	ある	○	ない	同上	同上	
2-02	サービス提供(児童発達支援管理)責任者	(2)児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。	○	ある	○	ない	同上	同上	
<p>2-01 ②(主として重症心身障害児を通わせる事業所を行う場合のみ) 児童発達支援/放課後等デイサービスを行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p>									
2-01	従業者の員数	<p>(1)主として重症心身障害児を通わせる事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 嘱託医 1以上 ② 看護職員 1以上 ③ 児童指導員又は保育士 1以上 ④ 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>※単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。</p>	○	ある	○	ない	勤務実績表 出勤簿 従業員の資格証 勤務体制一覧表 平均利用人数が分かる書類(実績表等)	児発:第6条 放デイ:第73条	
2-02	サービス提供(児童発達支援管理)責任者	児童発達支援管理責任者を1人以上配置しているか。	○	ある	○	ない	同上	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
<p>③(児童発達支援センターを行う場合のみ) 児童発達支援センターを行う場合に置くべき従業員及びその員数は次のとおりとなっているか。 ※R9.3.31までの間は、旧医療型児童発達支援事業所、旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所、旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所は従前の基準によるものとする ことができる。</p>							
2-01	従業員の員数	<p>(1)児童発達支援センターで有しなければならない従業員及びその員数は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとなっているか。</p> <p>① 嘱託医 1以上 ② 児童指導員及び保育士 単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ③ 児童指導員 1以上 ④ 保育士 1以上 ⑤ 栄養士 1以上 ⑥ 調理員 1以上</p> <p>※40人以下の障害児を通わせる事業所には、栄養士を有しないことができる。 ※調理業務の全部を委託する場合は、調理員を有しないことができる。 ※機能訓練担当職員等を有した場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ※保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法(昭和23 年法律第205 号)に規定する診療所として必要とされる従業員を、診療所として必要とされる数を、置かなければならない。 なお、本従業員は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業員を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 ※保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	いる	いない	勤務実績表 出勤簿 従業員の資格証 勤務体制一覧表 平均利用人数が分かる書類(実績表等)	児発セ:通所条例第7条 施設条例第85条	
2-01	従業員の員数	<p>(主として難聴児/重症心身障害児の場合以外)</p> <p>(2)機能訓練担当職員 事業所において、障害児が日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合、有しているか。</p>	いる	いない	同上	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
2-01	従業者の員数	<p>(1)児童発達支援センターで有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとなっているか。</p> <p>① 嘱託医 1以上 ② 児童指導員及び保育士 単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ③ 児童指導員 1以上 ④ 保育士 1以上 ⑤ 栄養士 1以上 ⑥ 調理員 1以上</p> <p>※40人以下の障害児を通わせる事業所には、栄養士を有しないことができる。 ※調理業務の全部を委託する場合は、調理員を有しないことができる。 ※機能訓練担当職員等を有した場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ※保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	いる	いない	勤務実績表 出勤簿 従業員の資格証 勤務体制一覧表 平均利用人数が分かる書類(実績表等)	児発セ:通所条例第7条 施設条例第85条	
2-01	従業者の員数	<p>(主として難聴児/重症心身障害児の場合以外)</p> <p>(3)看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に有しているか。</p> <p>※ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を有しないことができる。 (1)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 (2)社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 (3)社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>	いる	いない	同上	同上	
2-01	従業者の員数	<p>(主として重症心身障害児の場合)</p> <p>(4)主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとなっているか。 ① 看護職員 1以上 ② 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>※この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	いる	いない	同上	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
2-01	従業者の員数	(5)児童指導員又は保育士の合計数に機能訓練担当職員等の数を求める場合においては、児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士であるか。	ある	ない	同上	同上	
2-01	従業者の員数	(6)嘱託医を除く従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。 ※障害児の支援に支障がない場合は、①の栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	いる	いない	同上	同上	
2-02	サービス提供(児童発達支援管理)責任者	児童発達支援管理責任者を1人以上配置しているか。	いる	いない	同上	同上	
2-01 ④(保育所等訪問支援を行う場合のみ)保育所等訪問支援を行う際に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。							
2-01	従業者の員数	(1)指定保育所等訪問支援事業者が当該事業を行う事業所(指定保育所等訪問支援事業所)に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 ー 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数	いる	いない	勤務実績表 出勤簿 従業員の資格証 勤務体制一覧表 平均利用人数が分かる書類(実績表等)	保訪:第83条	
2-02	サービス提供(児童発達支援管理)責任者	(1)児童発達支援管理責任者を1人以上配置しているか。	いる	いない	同上	同上	
2-02	サービス提供(児童発達支援管理)責任者	(2)児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者となっているか。	いる	いない	同上	同上	
2-01 ⑤(居宅訪問型児童発達支援を行う場合のみ)居宅訪問型児童発達支援を行う際に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。							
2-01	従業者の員数	(1)事業所の訪問支援員は、事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数となっているか。	いる	いない	勤務実績表 出勤簿 従業員の資格証 勤務体制一覧表 平均利用人数が分かる書類(実績表等)	保訪:第83条	
2-01	従業者の員数	(2)訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者であるか。	ある	ない	同上	同上	
2-02	サービス提供(児童発達支援管理)責任者	(1)児童発達支援管理責任者を1人以上配置しているか。	いる	いない	同上	同上	
2-02	サービス提供(児童発達支援管理)責任者	(2)児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。	いる	いない	同上	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄	
2-03 ※以下全事業所回答								
2-03	管理者	<p>事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。</p> <p>※ただし、同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定児童発達支援事業所の利用者への支援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合はこの限りでない。</p> <p>例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定児童発達支援事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる</p>	○	いる	いない	<p>管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証、事故発生時の対応マニュアル、一元管理する仕組みに関する規程等 勤務体制一覧表</p>	<p>児発:第8条 放デイ:第74条 居宅:第81条の4 保訪:第84条 (第8条準用)</p>	
2-04 ~05	(設問なし)							
2-06	従たる事業所を設置する場合における特例	<p>(従たる事業所を設置している場合のみ) ※該当なしの場合は、回答不要。</p> <p>事業所における主たる事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p>	○	いる	いない	同上	<p>児発:第9条 放デイ:第74条 (第9条準用)</p>	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄	
第3 設備に関する基準								
3 ①(児童発達支援/放課後等デイサービスを行う場合のみ(児童発達支援センターであるものを除く)) 事業所の設備は次のとおりとなっているか。								
3	設備に関する基準	(1)事業所は、発達支援室のほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	○	いる	○	いない	平面図 備品・設備一覧 表	児発:第10条 放デイ:第75条
3	設備に関する基準	(2)(1)に規定する発達支援室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	○	いる	○	いない	同上	同上
3	設備に関する基準	(3)(1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	○	いる	○	いない	同上	同上
②(児童発達支援センターを行う場合のみ) 事業所の設備は次のとおりとなっているか。								
3 ※当分の間は、旧医療型児童発達支援事業所、旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所、旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所は従前の基準によるものとする事ができる。								
3	設備に関する基準	(4)児童発達支援センターには、次に掲げる設備を設けているか。 (1) 発達支援室 (2) 遊戯室 (3) 屋外遊戯場 ※センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。 (4) 医務室 (5) 相談室 (6) 調理室 (7) 便所 (8) その他指定児童発達支援の提供に必要な設備 ※主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。 ※肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、同条第1項の設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。		いる		いない	同上	児発セ:通所条例第11条 施設条例第84条
3	設備に関する基準	(5)(4)に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。(ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において、この限りでない。) 一 発達支援室 イ 定員は、おおむね10人とすること。 ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。 二 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。		いる		いない	同上	同上
3	設備に関する基準	(6)(4)に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けているか。		いる		いない	同上	同上
3	設備に関する基準	(7)(4)及び(6)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。 ※障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。		いる		いない	同上	同上

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
2-01 ③(保育所等訪問支援/居宅訪問型児童発達支援を行う場合のみ)事業所の設備は次のとおりとなっているか。							
3	設備に関する基準	(1)事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	○	○	○	第81条の5 保訪:第85条 (第81条の5準用)	
3	設備に関する基準	(2)(1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該サービスの事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	○	○	○	同上	
第4 運営に関する基準							
4-01	内容及び手続の説明及び同意	(1)事業者は、通所給付決定保護者がサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 ※重要事項について(指定基準通達第三3(2)) ①「当該サービスの運営規程の概要」、②「従業者の勤務体制」、③「事故発生時の対応」、④「苦情処理の体制」、⑤「提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)」等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項	○	○	○	重要事項説明書 利用契約書 児発:第13条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第13条準用)	
4-01	内容及び手続の説明及び同意	(2)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定により書面の交付を行う場合、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ※書面の交付について(指定基準通達第三3(2)) 利用者との間で当該サービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ サービスの提供開始年月日 ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	○	○	○	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に 交付した書面 同上	
4-02	契約支給量(契約内容)の報告等	(1)事業者は、サービスを提供するときは、①「当該サービスの内容」、②「契約支給量」③「その他の必要な事項」(通所受給者証記載事項)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	○	○	○	受給者証の写し 児発:第14条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第14条準用)	
4-02	契約支給量(契約内容)の報告等	(2)契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	○	○	○	受給者証の写し 契約内容報告書 同上	
4-02	契約支給量(契約内容)の報告等	(3)事業者は、サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	○	○	○	契約内容報告書 同上	
4-02	契約支給量(契約内容)の報告等	(4)事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について、4-02(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	○	○	○	受給者証の写し 契約内容報告書 同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄	
4-03	提供拒否の禁止	<p>正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>※提供を拒むことのできる正当な理由がある場合(指定基準通達第三3(4))</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>② 入院治療が必要な場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	○	いない	いる	業務日誌	<p>児発:第15条</p> <p>放デイ:第78条</p> <p>居訪:第81条の9</p> <p>保訪:第89条(第15条準用)</p>	
4-04	連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整	<p>事業者は、サービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者)が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	○	いる	いない	連絡調整に関する記録	<p>児発:第16条</p> <p>放デイ:第78条</p> <p>居訪:第81条の9</p> <p>保訪:第89条(第16条準用)</p>	
4-05	サービス提供困難時の対応	<p>事業者は、事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	○	いる	いない	同上	<p>児発:第17条</p> <p>放デイ:第78条</p> <p>居訪:第81条の9</p> <p>保訪:第89条(第17条準用)</p>	
4-06	受給資格の確認	<p>事業者は、サービスの提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、①「通所給付決定の有無」、②「通所給付決定をされた指定通所支援の種類」、③「通所給付決定の有効期間」、④「支給量」等を確認しているか。</p>	○	いる	いない	受給者証の写し	<p>児発:第18条</p> <p>放デイ:第78条</p> <p>居訪:第81条の9</p> <p>保訪:第89条(第18条準用)</p>	
4-07	介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助	<p>(1)事業者は、サービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>※該当事案なしの場合は、回答不要。</p>	○	いる	いない	相談記録	<p>児発:第19条</p> <p>放デイ:第78条</p> <p>居訪:第81条の9</p> <p>保訪:第89条(第19条準用)</p>	
4-07	介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助	<p>(2)支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について必要な援助を行っているか。</p> <p>※該当事案なしの場合は、回答不要。</p>	○	いる	いない	サービス提供記録	同上	
4-08	心身の状況等の把握	<p>サービス提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	○	いる	いない	アセスメント記録 ケース記録	<p>児発:第20条</p> <p>放デイ:第78条</p> <p>居訪:第81条の9</p> <p>保訪:第89条(第20条準用)</p>	
4-09	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1)サービス提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	○	いる	いない	個別支援計画 ケース記録	<p>児発:第21条</p> <p>放デイ:第78条</p> <p>居訪:第81条の9</p> <p>保訪:第89条(第21条準用)</p>	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-09	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(2)サービス提供の終了に当たっては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ※該当事案なしの場合は、回答不要。	○	いる		いない	個別支援計画 ケース記録	同上	
4-10	身分を証する書類の携行	(居宅訪問型児童発達支援/保育所等訪問支援を行う場合のみ) 事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。		いる		いない	身分証明書	居訪:第81条の6 保訪:第89条 (第81条の6準用)	
4-11	サービスの提供の記録	(1)サービスを提供したときは、①「当該サービスの提供日」、②「内容」、③「その他必要な事項」を記録しているか。 ※サービス提供の記録について(指定基準通達第三3(10)) サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。	○	いる		いない	サービスの提供の 記録	児発:第22条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第22条準用)	
4-11	サービスの提供の記録	(2)(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者からサービスを提供したことについて確認を受けているか。	○	いる		いない	同上	同上	
4-12	利用定員	(※児童発達支援/放課後等デイサービスのみ) 利用定員は10人以上となっているか。 ※ただし、主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。	○	いる		いない	運営規程 利用者数がかかる書類(利用者 名簿等)	児発:第12条 放デイ:第76条	
4-13 ~14	(設問なし)								
4-15	指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1)事業者が、サービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。	○	いる		いない	領収書控(利用 料)、重要事項説 明書	児発:第23条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第23条準用)	
4-15	指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。 ※下記「4-16(1)~(3)」までに規定する支払については、この限りでない。	○	いる		いない	契約書、重要事 項説明書、同意 書	同上	
4-16	利用者負担額等の受領	(1)サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	○	いる		いない	請求書 領収書	児発:第24条 放デイ:第77条 居訪:第81条の7 保訪:第89条 (第81条の7準用)	
4-16	利用者負担額等の受領	(2)法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該サービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。 ※該当なしの場合は、回答不要。 ※肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合は、障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費	○	いる		いない	同上	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄	
4-16	利用者負担額等の受領	(3)「4-16(1)(2)」の支払を受ける額のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 ① (※児童発達支援センターのみ) 食事の提供に要する費用 ② (※児童発達支援のみ) 日用品費 ③ (※居宅訪問型児童発達支援/保育所等訪問支援のみ) 通常の事業実施地域以外の地域において支援を提供する場合の交通費 ④ (※児童発達支援/放課後等デイサービスののみ) 支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	○	いる	いない	同上	同上	
4-16	利用者負担額等の受領	(※児童発達支援センターのみ) (4)4-16(3)第一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。		いる	いない	同上	同上	
4-16	利用者負担額等の受領	(5)事業者は、4-16(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	○	いる	いない	領収書	同上	
4-16	利用者負担額等の受領	(6)「4-16(3)」の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	○	いる	いない	重要事項説明書	同上	
4-17	利用者負担額に係る管理	(1)利用者が、同一の月に複数のサービス等を受けたときは、利用者負担額合計額を算定しているか。	○	いる	いない	上限額管理依頼書、上限額管理関係書類	児発:第25条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第25条準用)	
4-17	利用者負担額に係る管理	(2)「4-17(1)」の場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び他の事業者等に通知しているか。 ※「4-17(1)」の該当事案なしの場合は回答不要。	○	いる	いない	同上	同上	
4-18	給付費等の額に係る通知等	(1)事業者は、法定代理受領によりサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。 ※市町村から法定代理受領を行う指定児童発達支援に係る肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合には、肢体不自由児通所医療費の額を通知する。	○	いる	いない	通知の写し	児発:第26条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第26条準用)	
4-18	給付費等の額に係る通知等	(2)「4-16(2)」に係る法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した①「サービスの内容」、②「費用の額」、③「その他必要と認められる事項」を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 ※該当なしの場合は、回答不要。		いる	いない	サービス提供証明書の写し	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄	
4-19	取扱方針	<p>(1)個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>※指定児童発達支援事業者は、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。)の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5 領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」)を含む総合的な支援内容としなければならない。</p> <p>※令和6年10月31日までの間は、「個別支援計画参考様式」の2枚目の「個別支援計画別表」を活用し、個々の障害児の計画時間及び延長支援に要する時間等を定め、現行の個別支援計画とあわせることにより対応すること(支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は個別支援計画の見直しのタイミングで行うこととし、基本報酬と延長支援加算の算定に必要な計画時間・延長支援時間等の記載のみを別表で追加すること)を可能とする。計画時間については、あらかじめ保護者に説明の上、同意を得ること。また、延長支援については、あらかじめ保護者に説明の上、必要性について確認するとともに、延長支援時間について同意を得ること。この経過措置の対象となる障害児は、令和6年4月30日までに当該事業所の利用を開始している障害児とする。令和6年5月以降に新規で利用する障害児については、全ての記載事項を踏まえた個別支援計画の作成が必要であることに留意すること。</p> <p>なお、経過措置により対応を行う事業所において、当該経過措置の期限は10月31日までとしているが、当該期限までに見直しのタイミングが訪れる個別支援計画については、順次、の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画に見直ししていくこと。また、経過措置により対応を行う場合であっても、支援内容について総合的な支援を基本とすること及びインクルージョンの観点も踏まえることに留意すること。</p> <p>※居宅訪問型:5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえる ※保育所等訪問:インクルージョンの観点を踏まえる</p>	○	いる	いない		<p>児発:第27条 放デイ:第78条(第27条準用) 居訪:第81条の9 保訪:第89条(第69条の2準用)</p>	
4-19	取扱方針	<p>(2)従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	○	いる	いない		同上	
4-19	取扱方針	<p>(3)事業者は、その提供するサービスの質に関する次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、そのサービスを利用する障害児の保護者による評価を受け、常にそのサービスの質の改善を図っているか。</p> <p>①その提供するサービスを利用する障害児及びその保護者の意向、当該障害児の適性、当該障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 ②従業者の勤務体制及び資質の向上のための取組の状況 ③当該事業の用に供する設備、備品等の状況 ④関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 ⑤その提供するサービスを利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 ⑥緊急時等における対応方法及び非常災害対策 ⑦サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p>	○	いる	いない		<p>児発:第27条 放デイ:第78条(第27条準用) 居訪:第81条の9 保訪:第89条(第69条の2準用) 児発セ:通所条例第27条 施設条例第87条</p>	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-19	取扱方針	(※児童発達支援/放課後等デイサービスのみ) (4)事業者は、おおむね1年に1回以上、4-19(3)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。	○	いる		いない		児発:第27条 放デイ:第78条 (第27条準用)	
4-19	取扱方針	(※居宅訪問型児童発達支援/保育所等訪問支援のみ) (5)事業者は、4-19(3)の評価の結果を公表するよう努めているか。 (保育所等訪問支援にあつては、当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価を含む。)		いる		いない		居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第69条の2準用)	
4-19	取扱方針	(6)事業者は、その提供するサービスの質について定期的に外部の者(当該サービスを利用する障害児の保護者を除く。)による評価を受け、その結果を公表し、常にそのサービスの質の改善を図るよう努めているか。		いる	○	いない		児発:第27条 放デイ:第78条 (第27条準用) 居訪:第81条の9	
4-19	取扱方針	(7)事業者は、事業所ごとに総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、5 領域との関連性を明確にした当該児童発達支援事業所全体の指定児童発達支援の実施に関する計画を策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表しているか。 なお、令和6年改正府令附則第6 条の規定において、1年間の経過措置を設けており、令和7 年3月31 日までは、努力義務とされているが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい。	○	いる		いない		児発:第27条の2 放デイ:第78条 (第27条の2準用) 居訪:第81条の9 (第27条の2準用)	
4-19	取扱方針	(9)事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めているか。	○	いる		いない		児発:第27条の3 放デイ:第78条 (第27条の3準用) 保訪:第89条 (第27条の3準用)	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-20	計画の作成(書類の交付)	(1)事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	○	いる		いない	個別支援計画サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	児発:第28条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第28条準用)	
4-20	計画の作成(書類の交付)	(2)児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(アセスメント)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 ※個別支援計画について(指定基準通達第3(16)) 児童発達支援管理責任者は、当該事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、個別支援計画の原案を作成し、以下の手順により個別支援計画に基づく支援を実施するものである。 ア 障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること イ 個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること ウ 通所給付決定保護者へ当該個別支援計画を交付すること エ 当該個別支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、個別支援計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて個別支援計画の変更を行う必要があること。)を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること	○	いる		いない	個別支援計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類	同上	
4-20	計画の作成(書類の交付)	(3)アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	○	いる		いない	アセスメントを実施したことが分かる記録面接記録	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄	
4-20	計画の作成(書類の交付)	<p>(4)児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、下記事項を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。 また、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>※個別支援計画について(指定基準通達第3(16)) ①通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向 ②障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 ③生活全般の質を向上させるための課題 ④支援の具体的内容(行事や日課等を含む。) ⑤支援を提供する上での留意事項その他必要な事項</p> <p>また、個別支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p>	○	いる	いない	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類	同上	
4-20	計画の作成(書類の交付)	<p>(5)児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>※会議は、テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。 当該会議の開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる。なお、その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。</p>	○	いる	いない	サービス担当者会議の記録	同上	
4-20	計画の作成(書類の交付)	<p>(6)児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p>	○	いる	いない	個別支援計画	同上	
4-20	計画の作成(書類の交付)	<p>(7)児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を通所給付決定保護者及び指定障害児相談支援を行う相談支援事業者に交付しているか。また、児童発達支援管理責任者は、サービス等利用計画を踏まえた計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ること。に交付しているか。</p> <p>児童発達支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること。</p>	○	いる	いない	利用者に交付した記録 個別支援計画	同上	
4-20	計画の作成(書類の交付)	<p>(8)児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。(モニタリング))を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該個別支援計画の変更を行っているか。</p>	○	いる	いない	個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-20	計画の作成(書類の交付)	(9)児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	○	いる		いない	モニタリング記録 面接記録	同上	
4-20	計画の作成(書類の交付)	(10)個別支援計画に変更のあった場合、4-20(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	○	いる		いない	(2)から(7)に掲げる確認資料	同上	
4-21	サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、4-20に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 4-26に規定する相談及び援助を行うこと。 ② 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	○	いる		いない	相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等)他の従業者に指導及び助言した記録	児発:第29条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第29条準用)	
4-22	管理者の責務(管理者による管理等)	(1)事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	○	いる		いない	同上	児発:第37条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第37条準用)	
4-22	管理者の責務(管理者による管理等)	(2)事業所の管理者は、当該事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	○	いる		いない	同上	同上	
4-23 ~25	(設問なし)								
4-26	相談及び援助	事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	○	いる		いない	相談記録	児発:第30条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第30条準用)	
4-27	(機能)支援等	(1)事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	○	いる		いない	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	児発:第31条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第31条準用)	
4-27	(機能)支援等	(2)障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	○	いる		いない	同上	同上	
4-27	(機能)支援等	(3)事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	○	いる		いない	同上	同上	
4-27	(機能)支援等	(4)事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。	○	いる		いない	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-27	(機能)支援等	(5)事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	○	いない		いる	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	同上	
4-28 ~36	(設問なし)								
4-37	社会生活上の便宜の供与等	(1)事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、障害児のためのレクリエーションを行っているか。	○	いる		いない		児発:第33条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第33条準用)	
4-37	社会生活上の便宜の供与等	(2)事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	○	いる		いない		同上	
4-38	(設問なし)								
4-39	食事	(※児童発達支援センターのみ) (1)児童発達支援センターにおいて、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。		いる		いない		児発セ:通所条例第32条 施設条例第13条	
4-39	食事	(※児童発達支援センターのみ) (2)児童発達支援センターにおいて、食事は、4-39(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。		いる		いない		同上	
4-39	食事	(※児童発達支援センターのみ) (3)児童発達支援センターにおいて、調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。また、嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。		いる		いない	献立表等	同上	
4-39	食事	(※児童発達支援センターのみ) (4)児童発達支援センターにおいては、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めているか。		いる		いない		同上	
4-39	食事	(※児童発達支援センターのみ) (5)児童発達支援センターにおいては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。		いる		いない		同上	
4-40 ~42	(設問なし)								
4-43	健康管理	(※児童発達支援センターのみ) (1)児童発達支援センターは、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行っているか。 (ただし、児童相談所及び学校等において健康診断が行われた場合はこの限りではない。この場合において、指定児童発達支援事業者は、健康診断の結果を把握しているか。)		いる		いない		児発セ:通所条例第34条 施設条例第14条	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
4-43	健康管理	(※児童発達支援センターのみ) (2)児童発達支援センターの従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	○	○		同上	
4-44	緊急時等の対応	事業所の従業員は、現にサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	○	○	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	児発:第35条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第35条準用)	
4-45	(設問なし)						
4-46	支給決定障害者等に関する市町村への通知	事業者は、サービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	○	○	通知書控	児発:第36条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第36条準用)	
4-47	運営規程	事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業員の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ (※児童発達支援/放課後等デイサービスのみのみ)利用定員 ⑤ サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ (※児童発達支援/放課後等デイサービスのみのみ)非常災害対策 ⑩ (※児童発達支援/放課後等デイサービスのみのみ)事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項(R6.4以降責任者設置⇒担当者設置) ⑫ 苦情解決の手続に関する事項 ⑬ その他運営に関する重要事項	○	○	運営規程	児発:第38条 居訪:第81条の8 放デイ:第78条 (第38条準用) 保訪:第89条 (第81条の8準用)	
4-48	(設問なし)						
4-49	勤務体制の確保等	(1)事業者は、障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。	○	○	従業員の勤務表	児発:第39条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第39条準用)	
4-49	勤務体制の確保等	(2)事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	○	○	勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
4-49	勤務体制の確保等	(3)事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	○	いる	いない	研修計画、研修実施記録	児発:第39条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第39条準用) 児発セ:通所条例第39条 施設条例第7条
4-49	勤務体制の確保等	(4)「職場におけるハラスメント」防止のための雇用管理上の措置を講じているか。 ※講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。	○	いる	いない	就業規則等	同上
4-50	定員の遵守	(※児童発達支援/放課後等デイサービスのみ) 事業者は、利用定員を超えて、サービスの提供を行っていないか。 ※災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	○	いない	いる	運営規程 利用者数がかかる書類(利用者名簿等)	児発:第40条 放デイ:第78条 (第40条準用)
4-51	非常災害対策	(※児童発達支援/放課後等デイサービスのみ) (1)消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てているか。 ※非常災害計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の事情も鑑みた災害にも対処できるものであるか。(必ずしも、災害ごとに別の計画として策定する必要はない。)	○	いる	いない	非常火災時対応マニュアル(対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録	児発:第41条 放デイ:第78条 (第41条準用) 児発セ:通所条例第41条 施設条例第4条

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄		
4-51	非常災害対策	<p>(※児童発達支援/放課後等デイサービスのみ)</p> <p>(2)非常災害計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性があるものであるか。</p> <p>【具体的な項目の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地条件(地形等) ・災害に対する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・避難を開始する時期、判断基準(「避難情報発令」時等) ・避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等) ・関係機関との連絡体制 ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) 	○	ある	○	ない	同上	同上	
4-51	非常災害対策	<p>(※児童発達支援/放課後等デイサービスのみ)</p> <p>(3)非常災害計画の内容を職員間で十分共有しているか。また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。</p>	○	いる	○	いない	同上	同上	
4-51	非常災害対策	<p>(※児童発達支援/放課後等デイサービスのみ)</p> <p>(4)非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	○	いる	○	いない	避難訓練の記録 消防署への届出	同上	
4-51	非常災害対策	<p>(※児童発達支援/放課後等デイサービスのみ)</p> <p>(5)4-51(4)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	○	いる	○	いない		同上	
4-51	非常災害対策	<p>(※児童発達支援/放課後等デイサービスのみ)</p> <p>(6)非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めているか。</p>	○	いる	○	いない		同上	
4-51	非常災害対策	<p>(※児童発達支援/放課後等デイサービスのみ)</p> <p>(7)災害時に備え、最低3日間は施設運営が維持できるだけの物資(飲料水、食料、医薬品、介護用品等)を確保しているか。</p>	○	いる	○	いない		「社会福祉施設における風水害・台風・地震等防災計画策定にあたっての留意事項」(平成22年6月16日熊本県健康福祉部長寿社会局長通知別紙)	
4-51	非常災害対策	<p>(※要配慮利用施設の場合)</p> <p>※要配慮利用施設 市町村地域防災計画に定められている洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある施設のこと。分からない場合は、市町村の防災担当に確認してください。</p> <p>(8)避難確保計画を作成し、市町村に報告を行っているか。</p>	○	いる	○	いない	避難確保計画	水防法第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2	
4-51	非常災害対策	<p>(※要配慮利用施設の場合)</p> <p>(9)避難確保計画に基づき避難訓練を実施しているか。</p>	○	いる	○	いない	避難訓練の記録	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
4-51	非常災害対策	(※収容人員30人以上の事業所等消防法で規定される施設) (10)防火管理者を選任(解任)し、消防署に届出がされているか。	○	○	○	○	○
4-51	非常災害対策	(※収容人員30人以上の事業所等消防法で規定される施設) (11)消防計画(防火管理規程)が策定され、消防署に届出がされているか。(増築等に伴う消防計画の見直し、計画変更の場合の届出)	○	○	○	○	○
4-52	(設問なし)						
4-53	衛生管理等	(1)利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 ※「衛生管理等」(指定基準通達第三3(31)) ア 事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。	○	○	○	○	○
4-53	衛生管理等	(2)事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ※「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(「感染対策委員会」)(指定基準通達第三3(31)) ・幅広い職種による構成 (例)管理者、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養士等 ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を決める ・入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催 ※感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある ・感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して実施可 ※障害のある者が参加する場合は、障害の特性に応じた適切な配慮を実施 ※「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守 ・感染対策委員会は、事業所内の他の委員会と独立して設置・運営 ※関係する職種、取扱事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は一体的に設置・運営可能。 ・感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 ・事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。	○	○	○	○	○

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄	
4-53	衛生管理等	<p>(3)事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>※「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」(指定基準通達第三3(31))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定 ・平常時の対策 <ul style="list-style-type: none"> 事業所内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常の支援にかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等 ・発生時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 	○	いる	いない	同上	同上	
4-53	衛生管理等	<p>(4)事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。</p> <p>※「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」(指定基準通達第三3(31))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行 ・指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催 ・新規採用時には必ず感染対策研修を実施 ・調理や清掃などが業務委託の場合には、委託業者に対しても、施設の指針を周知 ・研修の実施内容については記録 ・研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えない。 <p>※「感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」(指定基準通達第三3(31))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練を定期的(年2回以上)に行うことが必要 ・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施。 ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 	○	いる	いない	同上	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄	
4-54	協力医療機関	(※児童発達支援/放課後等デイサービス/居宅訪問型児童発達支援のみ) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	○	ある	ない	協力医療機関との契約書	児発:第43条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 (第43条準用)	
4-55	掲 示	事業所の見やすい場所に、①「運営規程の概要」、②「従業者の勤務の体制」、③「協力医療機関」④「その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」を掲示しているか。 ※記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 ※掲示について(指定基準通達第三3(33)) 事業者は、①「運営規程の概要」、②「従業者の勤務体制」、③「協力医療機関」、④「事故発生時の対応」、⑤「苦情処理の体制」、⑥「提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)」等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごとの人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。	○	いる	いない	施設の掲示物	児発:第44条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第44条準用)	
4-56	秘密保持等	(1)事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	○	いない	いる	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	児発:第48条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第48条準用) 児発セ:通所条例第48条 施設条例第18条	
4-56	秘密保持等	(2)事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	○	いる	いない	同上 その他必要な措置を講じたことが分かる書類(就業規則等)	同上	
4-56	秘密保持等	(3)事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	○	いる	いない	個人情報同意書	同上	
4-57	情報の提供等(広告)	(※児童発達支援/放課後等デイサービスののみ) (1)事業者は、サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	○	いる	いない	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット)	児発:第49条 放デイ:第78条 (第49条準用)	
4-57	情報の提供等(広告)	(※店七訪問型児童発達支援/保育所等訪問支援のみ) (2)事業者は、サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。		いる	いない	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット)	居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第63条の2準用)	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-57	情報の提供等(広告)	(3)事業者は、当該事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	○	いない		いる	事業者のHP画面・パンフレット	児発:第49条 放デイ:第78条(第49条準用) 居訪:第81条の9 保訪:第89条(第63条の2準用)	
4-57	情報の提供等(広告)	(4)情報公表対象サービス等情報(WAMNETに係る掲載情報)を、県に報告しているか。	○	いる		いない	WAMNET	法第76条の3第1項 施行規則第65条の9の8	
4-57	情報の提供等(広告)	(5)WAMNETに記載されている内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	○	いない		いる	WAMNET	同上	
4-58	利益供与(收受)等の禁止	(1)障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定通所支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	○	いない		いる	決算書	児発:第50条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条(第50条準用)	
4-58	利益供与(收受)等の禁止	(2)障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	○	いない		いる	決算書	同上	
4-59	苦情解決	(1)提供したサービスに関する利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 ※必要な措置(指定基準通達第三3(39)) 具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。	○	いる		いない	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	児発:第51条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条(第51条準用) 児発せ:通所条例第51条 施設条例第19条	
4-59	苦情解決	(2)「4-59(1)」の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しているか。 ※苦情の内容等の記録(指定基準通達第三3(39)) 苦情(事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。	○	いる		いない	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	同上	
4-59	苦情解決	(3)提供したサービスに関し、市町村が行う検査に応じているか。 また、市町村から指導又は助言を受けた場合に、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	○	いる		いない	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	同上	
4-59	苦情解決	(4)提供したサービスに関し、県が行う検査に応じているか。 また、県から指導又は助言を受けた場合に、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	○	いる		いない	都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	同上	
4-59	苦情解決	(5)市町村、県知事又は市町村長から求めがあった場合には、(2)~(4)までの当該改善の内容を市町村、県知事又は市町村長に報告しているか。	○	いる		いない	都道府県等への報告書	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-59	苦情解決	(6)社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定によるあっせんにできる限り協力しているか。	○	いる		いない	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類	同上	
4-60	事故発生時の対応	(1)提供したサービスにより事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※サービス提供時に発生した事故についての連絡要領(県障がい者支援課作成) ・連絡先 県地域振興局福祉課、市町村 ※感染症・食中毒の場合は保健所にも連絡 ・連絡の対象とする事故 原則として利用者(児)が死亡、行方不明、医療機関での治療を要する程度の状態に至ったもの及び施設の長(管理者)が必要と認めるとき。ただし、それ以外であっても、被害者数が多いもの、火災事故等による施設設備の相当程度の破損を伴うものなど、異例の事態に当たるものは連絡するよう努める。(損害保険適用の有無は関係しない)	○	いる		いない	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	児発:第53条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第53条準用)	
4-60	事故発生時の対応	(2)「4-60(1)」の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しているか。 ※事故発生時の対応(指定基準通達第三3(41)) ①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。 事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ②事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。 ③事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。	○	いる		いない	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	同上	
4-60	事故発生時の対応	(3)利用者に提供したサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しているか。	○	いる		いない	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類 (賠償責任保険書類等)	同上	
4-61	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 ※下線の「指定児童発達支援」の部分は、事業所が行っている事業(放課後等デイサービス/保育所等訪問支援)に適宜読み替えること。	○	いる		いない	収支予算書・決算書等の会計書類	児発:第54条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第54条準用)	
4-62	身体拘束等の禁止	(1)サービス提供に当たり、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。 ※利用者又は他の利用者の生命身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。	○	いない		いる	身体拘束記録簿	児発:第45条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第45条準用)	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
4-62	身体拘束等の禁止	<p>(2)やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の内容について記録しているか。</p> <p>①「身体拘束の態様及び時間」 ②「その際の利用者の心身の状況」 ③「緊急やむを得ない理由」 ④「その他必要な事項」 ※該当事案なしの場合は回答不要。</p>	○	いる	いない	同上	同上
4-62	身体拘束等の禁止	<p>(3)身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※身体拘束適正化検討委員会(指定基準通達第三3(34))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束適正化検討委員会は、事業所に従事する幅広い職種により構成。 ・構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。 ・身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師(精神科専門医等)、看護職員等の活用が考えられる。 ・事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能。 ・身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、 <p>虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではない。 ・身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応 <ul style="list-style-type: none"> ア 身体拘束等について報告するための様式を整備。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計分析。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底。 カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証。 	○	いる	いない	委員会開催記録	同上
4-62	身体拘束等の禁止	<p>(4) 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>※身体拘束等の適正化のための指針(指定基準通達第三3(34))</p> <p>指針には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 	○	いる	いない	身体拘束等の適正化のための指針	同上

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄		
4-62	身体拘束等の禁止	<p>(5)身体拘束等の適正化を図るため、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>※身体拘束等の適正化のための研修(指定基準通達第三3(34)) 研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年一回以上)するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。</p>	○	いる	○	いない	研修記録	同上	
4-63	地域との連携(関係機関との連絡調整)	(1)運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	○	いる	○	いない		児発:第52条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第52条準用)	
4-63	地域との連携(関係機関との連絡調整)	(2)事業者は、障害児が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めているか。	○	いる	○	いない		同上	
4-63	地域との連携(関係機関との連絡調整)	<p>(※児童発達支援センターのみ)</p> <p>(3)児童発達支援センター(指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)において、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。</p>	○	いる	○	いない		児発:第52条	
4-64	記録の整備	(1)従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置いているか。	○	いる	○	いない	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	児発:第55条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第55条準用)	
4-64	記録の整備	<p>(2)事業者は、障害児に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 4-11に規定する提供したサービスに係る必要な事項の提供の記録 ② 4-46の規定による市町村への通知に係る記録 ③ 4-62の規定による身体的拘束等の記録 ④ 4-59の規定による苦情の内容等の記録 ⑤ 4-60の規定による事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録</p>	○	いる	○	いない	左記①から⑤までの書類	同上	
4-64	記録の整備	(3)書面に代わり、電磁的記録による記録の保存を行っている場合、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守した取り扱いをしているか。 交付、説明、同意が必要な書類について、電磁的記録により記録の保存を行う場合は、相手方の同意は得ているか。	○	いる	○	いない	電磁的記録	第93条	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-64	記録の整備	(4)交付、説明、同意が必要な書類について、電磁的記録により記録の保存を行う場合、電磁的記録により行うことに対する相手方の同意は得ているか。	○	いる		いない	相手方の同意の記録	同上	
4-64	記録の整備	(5)(4)にあたっては、相手方がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができる方法で行っているか。	○	いる		いない	電磁的記録	同上	
4-65	(設問なし)								
4-66	虐待の禁止	<p>(1)虐待の発生又はその再発を防止するため、当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※虐待防止委員会の役割について(指定基準通達第三3(35))</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会の役割は以下の3つ。 <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成) イ 虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等) ウ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) 委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者(必置)を決めておくことが必要であり、委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。 委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者が参画していれば最低人数は問わないが、結果を従業者に周知徹底すること。 委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と虐待防止委員会を一体的に設置・運営することも差し支えない。 事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではない。 具体的には、次のような対応を想定している。 <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 	○	いる		いない	委員会開催記録	<p>児発:第46条</p> <p>放デイ:第78条</p> <p>居訪:第81条の9</p> <p>保訪:第89条</p> <p>(第46条準用)</p>	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄	
4-66	虐待の禁止	<p>(2)虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>※虐待の防止のための指針/研修について(指定基準通達第三3(35))</p> <ul style="list-style-type: none"> 「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>・研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>・また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p>	○	いる	いない	研修記録	同上	
4-66	虐待の禁止	<p>(3)虐待の発生又はその再発を防止するため、「4-66(1)(2)」に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>※虐待の防止のための指針/研修について(指定基準通達第三3(35))</p> <p>虐待防止担当者については、児童発達支援管理責任者等を配置すること。</p>	○	いる	いない		同上	
4-67 ~ 70	(設問なし)							
4-71	その他(安全計画の策定等)	<p>(1)障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	○	いる	いない	安全計画	<p>児発:第41条の2</p> <p>医児発:71条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第41条の2準用)</p> <p>児発セ:通所条例第41条の2 施設条例第5条の3</p>	
4-71	その他(安全計画の策定等)	<p>(2)従業員に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	○	いる	いない	研修記録 訓練記録	同上	
4-71	その他(安全計画の策定等)	<p>(3)障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているか。</p>	○	いる	いない	保護者への周知に関する書類	同上	
4-71	その他(安全計画の策定等)	<p>(4)定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	○	いる	いない	安全計画	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-71	その他(自動車を運行する場合の児童の所在確認)	(1)障害児の事業所外での活動及び取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。 ※令和4年12月28日付障発1228第4号 送迎用バスに限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。	○	いる		いない	自動車運行状況 所在を確認した ことが分かる書 類	児発:第41条の3 医児発:71条 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第41条の3準用) 児発セ:通所条例第41条の 3 施設条例第5条の4	
4-71	その他(自動車を運行する場合の児童の所在確認)	(児童発達支援・放課後等デイサービスのみ) (2)障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としの恐れが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っているか。	○	いる		いない	見落とし防止に 関する装置 装置を用いた手 順が分かる書類	児発:第41条の3 放デイ:第78条 (第41条の3準用) 児発セ:通所条例第41条の 3 施設条例第5条の4	
4-71	その他(不審者侵入対策)	夜間はすべての出入り口を施錠し、宿直者等が巡回し確認をしているか。また、職員に退職者がいた場合は、鍵やカードの回収や、暗証番号の変更等を行っているか。	○	いる		いない			
4-71	その他(不審者侵入対策)	不審者の侵入があった場合は、直ちに警察署等の関係機関及び職員へ連絡できる体制を構築し、通報訓練等を行っているか。	○	いる		いない			
4-71	その他(不審者侵入対策)	事件発生時の対応マニュアルの作成や日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努めているか。		いる	○	いない			
4-71	その他(不審者侵入対策)	日頃から利用者の家族や地域住民等と交流することによって、不審者情報の交換等防犯体制の強化に役立っているか。	○	いる		いない			
4-71	その他(業務継続計画の策定等)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。	○	いる		いない	業務継続計画	児発:第39条の2 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第39条の2準用)	
4-71	その他(業務継続計画の策定等)	事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	○	いる		いない	同上	同上	
4-71	その他(業務継続計画の策定等)	事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	○	いる		いない	同上	同上	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
4-71	その他(暴力団員等の排除)	(1)事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けていないか。 ※暴力団員等(熊本県暴力団排除条例第2条第3項) 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。	○	いない	いる		児発:第55条の2 放デイ:第78条 居訪:第81条の9 保訪:第89条 (第55条の2準用) 児発セ:通所条例第55条の2 施設条例第19条の2
4-71	その他(暴力団員等の排除)	(2)暴力団員等を事業所の管理者としていないか。	○	いない	いる		同上
4-71	その他(補助金関係)	過去に下記補助金を利用している場合について、適正な執行がなされているか。 ・障害福祉分野のロボット等導入支援事業 ・障害福祉分野のICT導入支援事業 ・就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業 ・就労系障害福祉サービス等の生産活動活性化支援事業 ・障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業 ・障害福祉サービス等提供体制継続支援事業 ・熊本県障がい者福祉施設整備費補助金事業 ・こどもの安心・安全対策支援事業(子ども安全安心対策事業)	○	いる	いない	事業実施に係る関係書類 備品等	各補助金要綱
4-71	その他(生活指導等)	(※児童発達支援センターのみ) 生活指導は、当該センターを退所した後でできる限り社会に適応するよう行っているか。 また、学習指導は、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により、児童がその適性、能力等に応じた学習ができるよう行っているか。		いる	いない	業務日誌	児発セ:施設条例第86条
4-71	その他(保護者等との連絡)	(※児童発達支援センターのみ) 管理者は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童の指導等を行った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導について、その協力を求めているか。		いる	いない	同上	児発セ:施設条例第88条
第5 多機能型(一体型)に関する特例							
5	多機能型(一体型)に関する特例	(※多機能型事業所のみ) (1)利用定員の合計が20人未満の事業所について、当該事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は常勤であるか。		ある	ない	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)	共通:第90条
5	多機能型(一体型)に関する特例	(※多機能型事業所のみ) (2)一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用している場合は、それぞれのサービスの提供に支障を来さないように配慮しているか。		いる	いない	平面図 設備・備品等一覧表	同上
第6 変更の届出等							
6	変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則にいう事項に変更があったとき、又は当該指定通所支援の事業を休止後再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 また、事業を廃止又は休止する場合は、廃止(休止)する日の1か月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	○	いる	いない	変更届出書	法第46条 施行規則第34条の23

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
第7 給付費の算定及び取扱い							
7-01	基本事項	(1)サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第530号の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額となっているか。)	○	いる	いない	国保連請求資料	報酬告示一
7-01	基本事項	(2)上記規定により規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	○	いる	いない	国保連請求資料	報酬告示二
7-02 ~03	(設問なし)	設問は(報酬)に記載					
第8 その他							
8-01	業務管理体制の整備	(1)法又は法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しているか。 ※厚生労働省令で定める基準(施行規則第34条の27) ①指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等 ・法令を遵守するための体制の確保に係る法令遵守責任者の選任をすること ②指定を受けている事業所及び施設の数20以上100未満の指定事業者等 ・法令遵守責任者の選任をすること ・業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること ③指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等 ・法令遵守責任者の選任をすること ・業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること ・業務執行の状況の監査を定期的に行うこと	○	いる	いない	業務管理体制に関する届出書	法第51条の2 施行規則第34条の27
8-01	業務管理体制の整備	(2)業務管理体制の整備に関する事項を下記届出先に届け出ているか。 ※業務管理体制の整備についての届出事項(施行規則第34条の28) ① 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ② 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ③ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (指定を受けている事業所及び施設の数20以上の指定事業者等に限定) ④ 業務執行の状況の監査の方法の概要 (指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等に限定) ※届出先(法第51条の2第2項) ① 事業所若しくは施設が2以上の都道府県に所在する指定事業者等 厚生労働大臣 ② ①以外の指定事業者等 都道府県知事	○	いる	いない	同上	法第51条の2 施行規則第34条の28
8-01	業務管理体制の整備	(3)前項により届け出た事項に変更があったときは、「8-01(2)」の届出先に届け出ているか。	○	いる	いない	同上	法第51条の2 施行規則第34条の28

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
8-02	共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準	<p>(※共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者のみ)</p> <p>(1)児童発達支援に係る共生型通所支援(共生型児童発達支援)の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p>	いる	いない	勤務表	児発:第55条の3 放デイ:第78条の2 (第55条の3準用)	
8-02	共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準	<p>(※共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者のみ)</p> <p>(2)児童発達支援に係る共生型通所支援(共生型児童発達支援)の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	いる	いない		同上	
8-03	共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	<p>(※共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等のみ)</p> <p>(1)共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(指定通所介護事業者等)が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所(指定通所介護事業所等)の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護(指定通所介護等)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p>	いる	いない		児発:第55条の4 放デイ:第78条の2 (第55条の4準用)	
8-03	共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	<p>(※共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等のみ)</p> <p>(2)共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(指定通所介護事業者等)が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	いる	いない		同上	
8-04	共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<p>(※共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等のみ)</p> <p>(1)共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、18人)以下とすること。</p> <p>② 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、登録定員に応じて定められた利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲とすること。</p>	いる	いない		児発:第55条の5 放デイ:第78条の2 (第55条の5準用)	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(運営)

事業所番号

4350500197

事業所名

放課後等デイサービス みらい・ステップ I

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	県確認欄
8-04	共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<p>(※共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等のみ)</p> <p>(2)共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。</p>	いる	いない		同上	
8-04	共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<p>(※共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等のみ)</p> <p>(3)共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。</p>	いる	いない		同上	